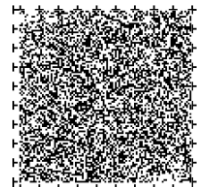


# 久留米市第3次公立保育所運営再編計画

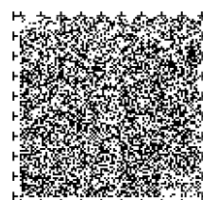
令和6年6月

久留米市



## 久留米市第3次公立保育所運営再編計画 目次

第1章 計画策定の趣旨	p 1
1 計画策定の背景と目的	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
第2章 保育を取り巻く現状と課題	p 3
1 国の保育行政の現状	
2 久留米市の保育の現状	
（1）就学前児童数の推移	
（2）認可保育所等の施設数	
（3）認可保育所等の利用申し込み数等の推移	
第3章 公立保育所の現状と課題	p 6
1 公立保育所の運営状況	
2 公立保育所の施設及び職員配置状況	
（1）施設の状況	
（2）保育士の配置状況	
3 公立保育所の課題	
（1）支援を必要とする子どもへの対応	
（2）限られた人材による保育の質の確保	
（3）施設の老朽化への対応	
第4章 公立保育所に求められる役割	p 11
1 目指すべき公立保育所の姿	
第5章 第3次公立保育所運営再編計画の全体方針	p 13
1 基本方針	
2 実施期間	
3 保育所ごとの個別方針	
第6章 取り組みの推進にあたって	p 15
1 推進の方法	
2 本計画の検証、見直し	
3 外部識者等	
参考資料	p 16



## 第1章 計画策定の趣旨

### 1 計画策定の背景と目的

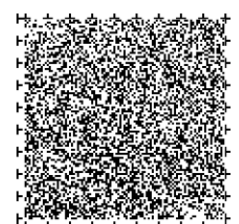
本市では、平成12年度に行財政改革等に関する調査特別委員会から出された意見などを踏まえ、第1次公立保育所運営再編計画を策定し、平成14年度から平成21年度にかけて旧市域の公立保育所10か所の民間移譲を行いました。

また、合併後の新市の枠組みが明確となった平成16年度に、行財政改革調査特別委員会から出された提言を踏まえ、平成20年度に第2次公立保育所運営再編計画を策定し、平成22年度から平成23年度にかけて田主丸及び北野地域の公立保育所6か所の民間移譲を行いました。

さらに、平成24年度以降、引き続き公立保育所のあり方を検討し、運営再編計画の見直しに取り組む予定でした。しかし、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が開始され、令和元年10月から実施された3歳児以上を対象とした幼児教育・保育の無償化や待機児童対策などへの対応が求められたこともあり、今後の保育需要を見極めることも含めて、運営再編計画の見直しは一旦休止としていました。

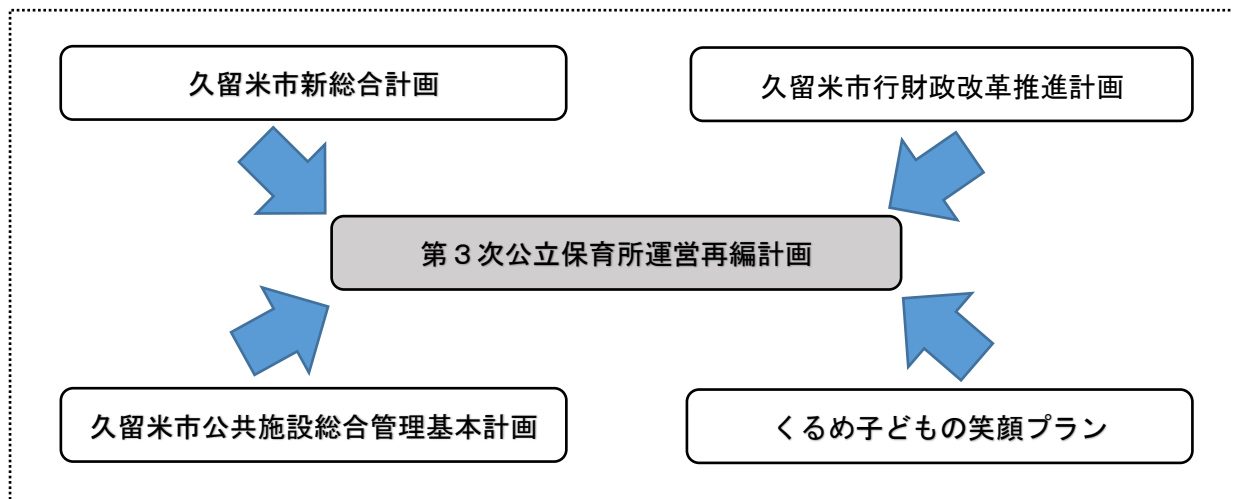
その後、本市では待機児童解消を喫緊の課題として取り組む中で、少子化の影響もあり、令和5年4月において待機児童が0人となりました。また、今後は、すべての子どもを対象とした新たな保育政策への転換が求められています。

こうした状況を踏まえ、あらためて公立保育所のあり方の検討に取り組み、本市の限られた財源の中で、施設の建替えや保育の質の向上など、将来にわたり久留米市の保育環境の充実を図るため、今後の公立保育所の運営指針となる第3次公立保育所運営再編計画（以下「本計画」という。）を策定するものです。



## 2 計画の位置づけ

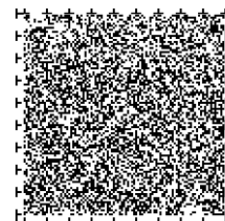
本計画は、「久留米市新総合計画」、「久留米市行財政改革推進計画」、「久留米市公共施設総合管理基本計画」、「くるめ子どもの笑顔プラン」を踏まえ、策定します。



## 3 計画の期間

本計画は、前期5か年（令和6年度から令和10年度）及び後期5か年（令和11年度から令和15年度）に分けて実施します。

なお、保育ニーズの動向や社会情勢の変化を踏まえ、中間年度までに見直しを行います。



## 第2章 保育を取り巻く現状と課題

### 1 国の保育行政の現状

子ども・子育てや保育を取り巻く状況が大きく変化する中で、国の保育行政も変化を遂げています。具体的には、子ども・子育て支援新制度の施行（平成27年度）、3歳児以上を対象とした幼児教育・保育の無償化の導入（令和元年度）など、様々な変化・変遷を経て、現在に至っています。また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行（平成28年度）されており、障害等のある子どもの保育所等での受入れが促進されています。

なお、令和4年度には全国の8割以上の自治体で待機児童が0人となっており、令和5年度からは空き定員対策のモデル事業開始など、新たな動きも見られます。

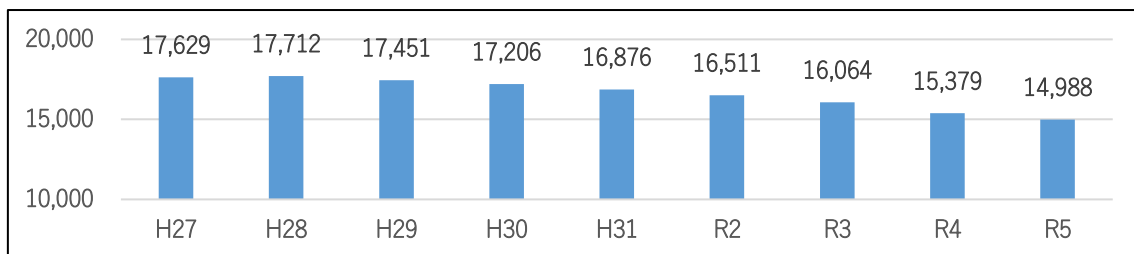
### 2 久留米市の保育の現状

#### (1) 就学前児童数の推移

本市の就学前児童数は、少子化の進行に伴い、平成28年度をピークとして減少を続けています。平成28年度と比べると、令和5年度は約2,700人減少しています。今後も社会動態や合計特殊出生率などに大きな変化がない限り、減少が続くことが見込まれます。また、年齢別でも全ての年齢で減少傾向となっています。

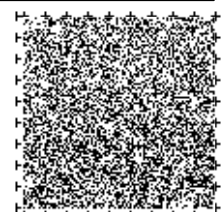
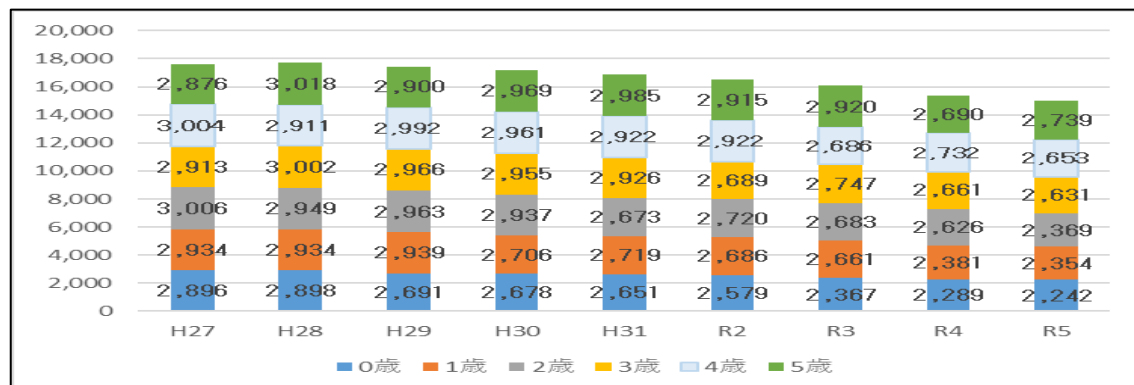
図表1：就学前児童数の推移（4月1日現在）

（単位：人）



図表2：年齢別就学前児童数の推移

（単位：人）



## (2) 認可保育所等の施設数

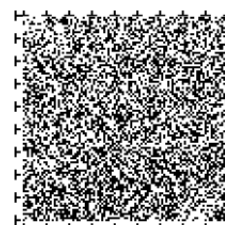
幼稚園からの移行に伴う認定こども園の施設数の増加、事業所内保育事業所や小規模保育事業所の新規参入に伴い、認可保育所等の施設数は増加しています。

図表3：施設数の推移(各年4月1日現在)

	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5
公立保育所	9	9	9	9	9	9	9
私立保育所	58	58	58	58	57	54	51
認定こども園	15	17	17	17	20	23	27
事業所内保育事業所	2	2	2	3	4	4	4
小規模保育事業所	0	0	0	0	0	2	2
合計	84	86	86	87	90	92	93

### 参考：施設区分

名称	内容
保育所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労や病気、介護などによって保護者が保育できないという「保育を必要とする事由」に該当する場合に、保護者に代わって保育を行う児童福祉施設。</li> <li>・0歳から小学校就学前の児童が利用できる。</li> </ul>
認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所と幼稚園の機能を併せ持つ施設。</li> <li>・保育所のように「保育を必要とする事由」に該当する場合に利用できる保育枠（0歳～小学校就学前）と幼稚園のように入所条件が必要でない教育枠（3歳～小学校就学前）があり、預けられる時間などに違いがある。</li> </ul>
事業所内保育事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・0歳～2歳の児童を対象とし、企業や病院、大学等の事業所が運営する施設。その事業所で働く従業員の子どもを対象とした「従業員枠」と地域の子どもを対象とした「地域枠」がある。</li> <li>・保育所と同様に、利用するためには「保育を必要とする事由」が必要。</li> </ul>
小規模保育事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・0歳～2歳の児童を原則19人以下の少人数で預かる施設。</li> <li>・保育所と同様に、利用するためには「保育を必要とする事由」が必要。</li> </ul>



### (3) 認可保育所等の利用申し込み数等の推移

#### ①利用申し込み数の減少

ここ数年の利用申し込み数は、新型コロナウイルス感染症の影響と思われる出生数の減少や預け控えなどもあり、大きく減少しています。また、新型コロナウイルス感染症が落ち着いた後も、就学前児童数は引き続き減少傾向にあることから、利用申し込み数の減少は継続するものと見込んでいます。

なお、本市では定員増に向けた施設整備等、保育の受け皿整備の取組みを進めた結果、令和3年度から利用定員数（総数）が利用申し込み数を上回る状況となっています。

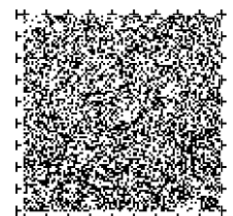
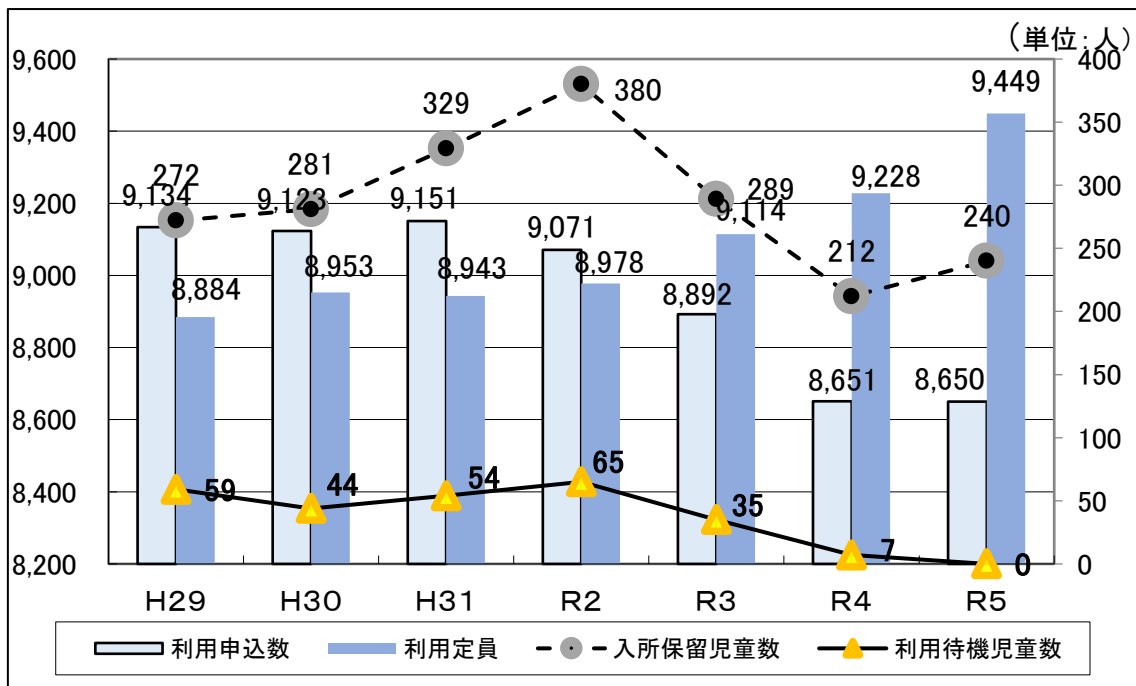
#### ②依然として多い入所保留児童数

待機児童数（4月1日時点）は、施設整備による定員増や小規模保育事業所の導入等の取組みを進めた結果、令和5年度に初めて0人を達成できました。一方で、ここ数年、200名を超える入所保留児童※が発生しています。その大半は3号認定（0～2歳児）であり、保護者の希望と受入施設のアマッチが見受けられます。

※入所保留児童：以下のケースが該当し、待機児童からは除外される。

- ・保護者が希望する園を特定（1園又は2園）して申請している
- ・保護者が求職活動を休止している
- ・児童が幼稚園や届出保育施設、事業所内託児所に通所している

図表4：利用申し込み数等の推移



### 第3章 公立保育所の現状と課題

#### 1 公立保育所の運営状況

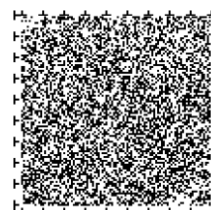
本市では、平成14年度から平成21年度にかけて実施した「第1次公立保育所民間移譲」と、平成22年度から平成23年度にかけて実施した「第2次公立保育所民間移譲」により、合計16か所の公立保育所を民間移譲してきました。

これらの保育所では、民間ならではの機動性・柔軟性を発揮し、延長保育や一時預かりをはじめ、特色ある保育園の運営、認定こども園への移行による幼児教育の充実など、保護者のニーズに合った保育・幼児教育の提供などに取り組まれています。また、保育環境の充実を図るため、移譲先の法人による園舎の増改築や大規模修繕も行われており、保護者から高い評価を受けています。

なお、このような民間移譲を進めた結果、本市における公立保育所は9か所となっています。

図表5：公立保育所の推移

No.	名称	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
1	松柏																							
2	聖徳				▼H17社会福祉法人																			
3	筑水					▼H18社会福祉法人																		
4	発心			▼H16社会福祉法人																				
5	白峯																							
6	荒木																							
7	高良台						▼H19社会福祉法人																	
8	大善寺							▼H20社会福祉法人																
9	善導寺																							
10	千歳	▼H14社会福祉法人																						
11	安武	▼H14社会福祉法人																						
12	大橋		▼H15社会福祉法人																					
13	晴明						▼H19社会福祉法人																	
14	青峰								▼H21社会福祉法人															
15	ひまわり																							
16	江南																							
17	田主丸																							
18	水縄															▼H23指定管理導入		▼H28公私連携型保育所						▼R5社会福祉法人
19	竹野									▼H22社会福祉法人														
20	川会															▼H23指定管理導入		▼H28公私連携型保育所						▼H29社会福祉法人
21	船越															▼H23指定管理導入		▼H28公私連携型保育所						
22	菅原									▼H22社会福祉法人														
23	中村									▼H22社会福祉法人														
24	大城																							
25	犬塚																							
	公立園数	14	13	12	20	19	17	16	15	12	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9





## 2 公立保育所の施設及び職員配置状況

### (1) 施設の状況

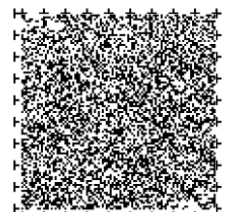
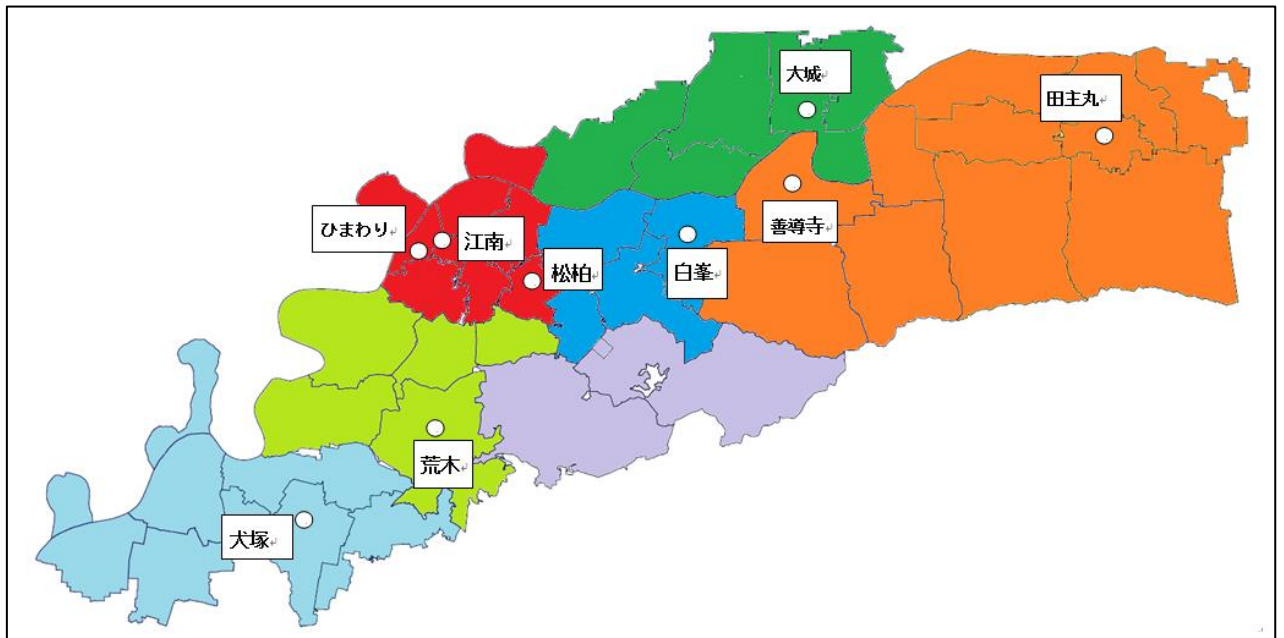
現在、本市が運営する9施設においては、必要とされる増改築や大規模修繕などを行いながら、運営を継続しています。

なお、旧耐震基準建築物の園舎が含まれていますが、耐震診断の結果、全ての園舎で耐震性能があることを確認しています。

図表6：施設状況（令和5年4月1日現在）

No.	名称	区域	建築年度	経過年数	建物構造	階数	定員	入所児童数
1	松柏保育園	中央部	1977 (一部2009)	46 (13)	RC・S	1	160	121
2	江南保育園	中央部	1979	44	RC	2	150	125
3	白峯保育園	中央東部	2011	12	RC・S	1	120	85
4	荒木保育園	中央西部	1982	41	RC	1	140	126
5	善導寺保育園	東部	1980 (一部2009)	43 (14)	RC・S	1	90	74
6	ひまわり保育園	中央部	1988	35	RC	2	40	33
7	田主丸保育所	東部	1976	47	RC	1	220	116
8	大城保育所	北部	2011	12	S	1	120	90
9	犬塚保育園	南西部	2014	9	S	1	150	111

図表7：位置図



## (2) 保育士の配置状況

令和5年4月1日現在、正規職員（再任用フルタイム含む）の保育士が69人、フルタイムの会計年度任用職員が52人配置されています。全体の非正規率は4割を超える状況です。また、各施設の状況に応じて、パートタイムの会計年度任用職員も別途配置しています。

なお、公立保育所の民間移譲に伴い、平成15年度から10年間程度、保育士採用を凍結していた経緯もあり、30代後半から40代前半という中堅層の職員層が著しく薄い状況となっています。

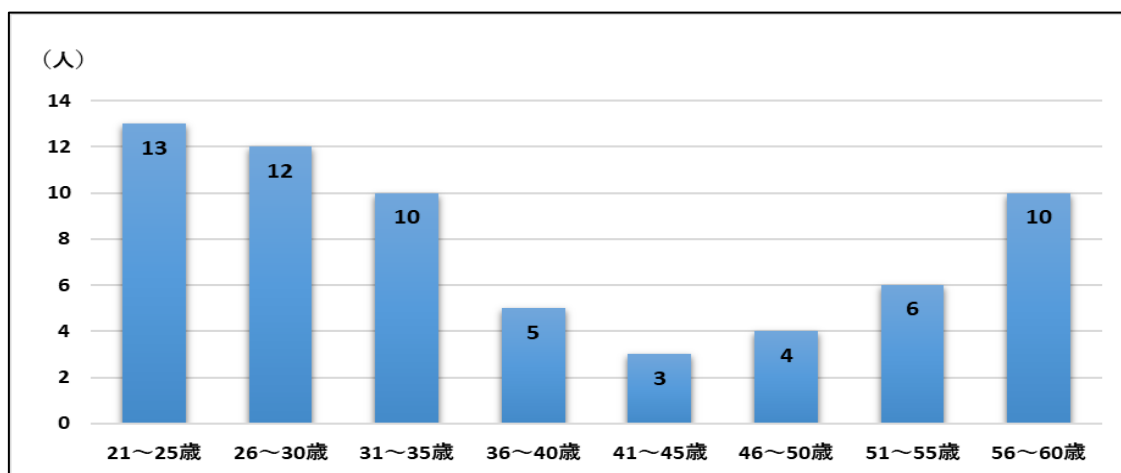
図表8：フルタイム保育士の配置状況（令和5年4月1日現在）（単位：人）

No.	名称	区域	正規①	非正規②	合計③ (①+②)	非正規率 ②/③
				会計年度職員 フルタイム		
1	松柏保育園	中央部	9	9	18	50.0%
2	江南保育園	中央部	10	8	18	44.4%
3	白峯保育園	中央東部	7	7	14	50.0%
4	荒木保育園	中央西部	7	7	14	50.0%
5	善導寺保育園	東部	7	2	9	22.2%
6	ひまわり保育園	中央部	7	3	10	30.0%
7	田主丸保育所	東部	8	4	12	33.3%
8	大城保育所	北部	7	6	13	46.2%
9	犬塚保育園	南西部	7	6	13	46.2%
合計			69	52	121	43.0%

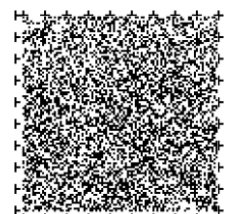
※令和5年4月1日現在のパートタイム保育士（会計年度任用職員）：185人

図表9：正規保育士の配置状況（令和5年4月1日現在）

（単位：人）



※再任用フルタイム職員を除く

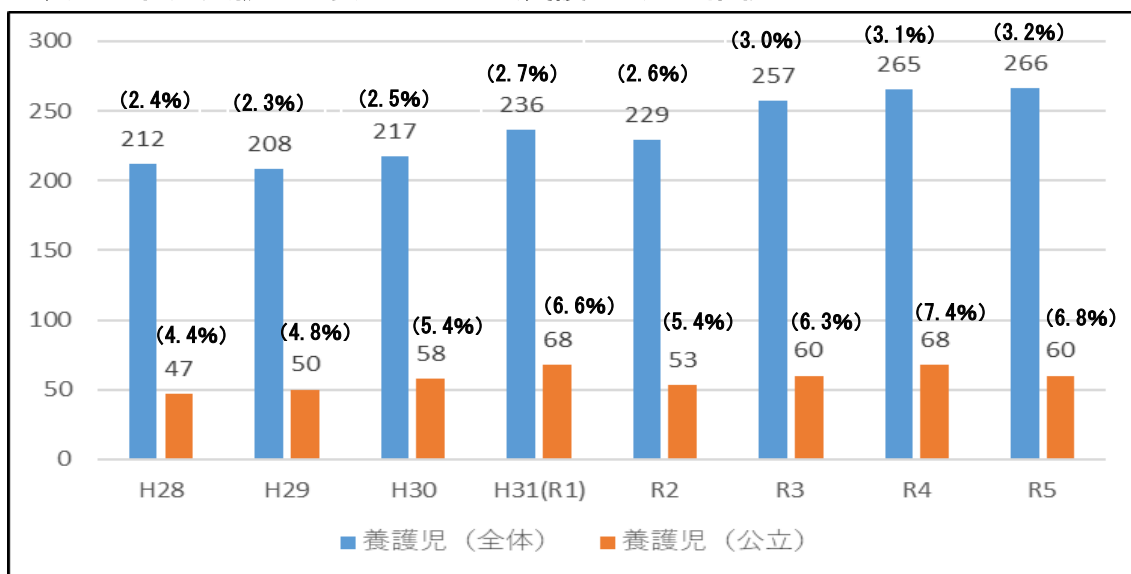


### 3 公立保育所の課題

#### (1) 支援を必要とする子どもへの対応

近年、障害の診断は受けていないがその疑いを感じられる子どもや、医療的ケアを必要とする子どもに関する入園希望、相談が増加しています。また、生活困窮世帯の子どもや虐待が疑われる子どもなど、特別な配慮及び支援を必要とするケースへの対応など、関係機関等と連携した適切な対応が求められています。なお、公立保育所は、私立保育園等の2倍を超える受入率となっています。

図表10：特別支援が必要な子ども（養護児※）の推移（4月1日時点）（単位：人）



※養護児：障害を持つ子どもや障害の診断は受けていないがその疑いを感じられる子どものうち、久留米市養護児審査会の認定を受けた子ども。

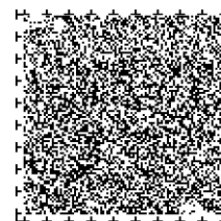
※（ ）内のパーセントは、養護児をそれぞれの園児数で除して計算したもの。

図表 10-②：要保護児童※の推移（7月1日時点）

（単位：人）

年度	全体人数	入所の内訳			
		うち公立 受入数	割合	うち私立 受入数	割合
R1	56	8	(14.3%)	48	(85.7%)
R2	57	9	(15.8%)	48	(84.2%)
R3	47	11	(23.4%)	36	(76.6%)
R4	71	16	(22.5%)	55	(77.5%)
R5	85	19	(22.4%)	66	(77.6%)

※要保護児童：虐待など保護者の養育に課題があると市が把握している子ども。  
※（ ）内のパーセントは、内訳の受入数を全体人数で除して計算したもの。



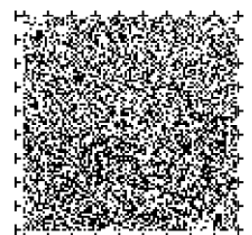
## (2) 限られた人材による保育の質の確保

保育の質の確保に向けては、公立保育所への保育士の適正な配置に加えて、OJTや研修参加を通して、保育士としての資質及び専門性向上にかかる機会の確保やその充実に取り組むことが必要であると考えています。また、私立保育所等への指導監査、研修を担う行政保育士※には、高い知見が求められており、更なる専門性の向上に努める必要があります。一方で、中堅層の職員が極めて少ない現状においては、このような取り組みも困難になる可能性があります。

※行政保育士：久留米市に採用された保育士。公立保育所などの保育、子ども家庭福祉及び子ども・子育て支援の業務における専門職として従事。

## (3) 施設の老朽化への対応

現在運営している9園のうち、その半数以上が築40年以上を経過しています。子どもの健やかな発達を支える環境を整えるためにも、今後は建替え等の対応が必要となっています。このためには、市の大きな財政負担が見込まれることから、今後の保育需要や公立保育園として求められる役割を踏まえて、施設の整備方針を定める必要があります。



## 第4章 公立保育所に求められる役割

### 1 目指すべき公立保育所の姿

前章に記載した公立保育所の課題に対応するため、子ども・子育て会議から受領した答申を踏まえ、公立保育所が目指すべき役割について、次のとおり整理しました。

今後は、こうした方向性を踏まえながら保育に取り組むとともに、私立の保育所、認定こども園及び幼稚園（以下「私立保育所等」という。）だけでは、対応が困難な部分を積極的に担うため、一定数の公立保育所を地域バランスも考慮のうえ、維持確保します。

#### 役割1：私立保育所等だけでは対応が困難な部分を担う役割

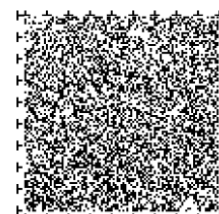
##### 方向性1：特別な対応が必要な子どもへの保育の実施

現在、日常的にたんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを必要とする子どもの受入れについては、一部の公立保育所がその役割を担っていますが、全市的な取組みとなることを目指して、そのノウハウの蓄積に努めます。また、特別な対応が必要な子どもについても、引き続き積極的な受入を実施します。

あわせて公立保育所は市の機関であり、市で子育て支援を担う家庭子ども相談課、こども子育てサポートセンター及び県の児童相談所など、関係機関と連携して、適切な支援につなぎます。

##### 方向性2：災害時等におけるセーフティネット

私立保育所及び認定こども園が、何らかの事情で閉鎖や一時休園する場合でも、久留米市には保育を行う責任があります。保育の継続の観点から、公立保育所が代替保育の実施場所の提供を行うなど、緊急事態におけるセーフティネットとしての役割を果たします。



### 方向性 3 : 市全体の保育の質の向上への寄与

久留米市全体の保育の先導的な立ち位置で、モデル事業などに取り組むとともに、その成果や公立保育所が保有するノウハウ等について、公立、私立を問わず、久留米市全体における保育の質の維持・向上のために活用していきます。特に、支援を必要とする子どもの増加が続く中で、こうした子どもたちの受入が課題となっていることを踏まえ、関係機関と連携のもと、私立保育所等の保育士などを対象として、支援スキルの向上につながるような研修を実施します。

### 役割 2 : 保育の質の向上を担う人材を育成する役割 (人材養成機関)

#### 方向性 4 : 公立保育所が有するノウハウ等の組織的な保有・継承

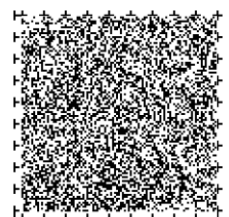
公立保育所には、現時点では経験豊富なベテランの保育士も在籍しており、多くの知識や経験、様々なノウハウ等を有しています。一方で、30代後半から40代前半という中堅層の保育士が著しく不足しており、その継承が危ぶまれるという現状を踏まえ、公立保育所としてそのノウハウ等を組織的に保有・継承していきます。

具体的には、長年にわたり公立保育所が培ってきた保育や子育て支援についての振り返りを行うとともに、職場内における研修や外部研修で得られた知識も含めて、様々な機会をとらえてその成果を全職員で共有します。

#### 方向性 5 : 現場での実践に基づく対応力が高い行政保育士の養成

市の保育士は公立保育所での保育の提供に留まることなく、私立保育所等への指導監査や研修をはじめとして、子ども家庭福祉に携わる行政保育士としての役割を担うなど、極めて高い知見が求められています。

そのような中で、単なる知識に偏重することなく、現場での実践に基づき、自らの資質や専門性の向上を図る必要があります。公立保育所はその実践の場としての役割を担います。また、すべての保育士が、子育ての専門家として自らのスキルを最大限発揮することができるように、行政保育士としての育成プログラムを明確にし、職場全体で取り組んでいきます。



## 第5章 第3次公立保育所運営再編計画の全体方針

### 1 基本方針

公立保育所が、第4章で整理を行った役割を果たしていくためには、一定数の維持確保が必要と考えています。一方で、公立保育所を取り巻く課題を考慮すると、すべての公立保育所を存続させることは、極めて困難な状況となっています。また、久留米市子ども・子育て会議における審議の結果、「公立保育所には公的機関として担うべき役割があることから、すべてを民間移譲するのではなく、適切な数の確保に努めること」との意見をいただいたところです。

このような視点を踏まえ、少子化がより進むとともに、財源や保育人材が限られる中で、施設の建替えや保育の質の向上など、将来にわたり久留米市の保育環境の充実を図るため、第1次及び第2次の公立保育所の運営再編に引き続き、「民間にできることは民間に任せる」という原則のもと、第3次となる公立保育所の運営再編に着手することとします。

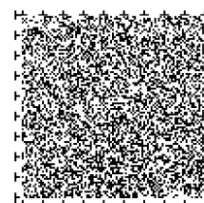
ただし、公立保育所には、保育行政の先導的役割、特別な対応が必要な子どもの積極的な受入れ、災害時の代替保育の場所の提供に加え、私立保育所等への指導監査を担う行政保育士の養成など、公的機関として担うべき役割があります。この点を踏まえ、市では、広域合併から約20年が経過する中で、新市域における地域バランスも考慮のうえ、必要な公立保育所を確保するとともに、その他の公立保育所は見直しの対象とします。また、見直しの対象となる公立保育所に併設する地域子育て支援センターは、その運営を当該保育所の移譲先法人に委託するものとします。

### 2 実施期間

公立保育所の半数以上が築40年を経過している現状において、本市の限られた財源等も踏まえた中で園舎の建替え等も考慮すると、公立保育所の再編について、計画的かつ早急に取り組む必要があります。そこで、前期5か年（令和6年度～令和10年度）では、一定数の入所保留児童が存在することから、定員の削減につながる公立保育所の廃止は行わず、民間移譲を実施します。

なお、移譲先法人の選考にあたっては、市の附属機関において、募集要項等の策定や審査を実施のうえ、最適な事業者を選定します。そのうえで、民間移譲後の一定期間は、市が移譲先法人と協定を締結し、「公私連携型保育所」による運営を行うことで、公立保育所の保育理念等の継承を図るとともに、市による運営状況のチェック機能を確保します。

さらに、前期5か年の期間中に、国の動向や本市の現状を踏まえるとともに、今後の保育ニーズ等の分析、検証をもとに、後期5か年（令和11年度～令和15年度）の具体的な計画を策定します。



### 3 保育所ごとの個別方針

#### (1) 公立として運営を継続する保育所【5園】

江南保育園、ひまわり保育園、田主丸保育所、大城保育園、犬塚保育園

#### (2) 当分の間（前期5か年）、公立として運営し、5年後に見直し対象とする保育所【2園】

松柏保育園、善導寺保育園

当分の間（前期5か年）は、公立保育所として存続させます。

なお、保育需要の動向を見極めながら、あらためて令和10年度（5年目）に予定する中間見直し時までには、運営のあり方の検討を行います。

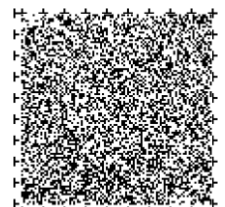
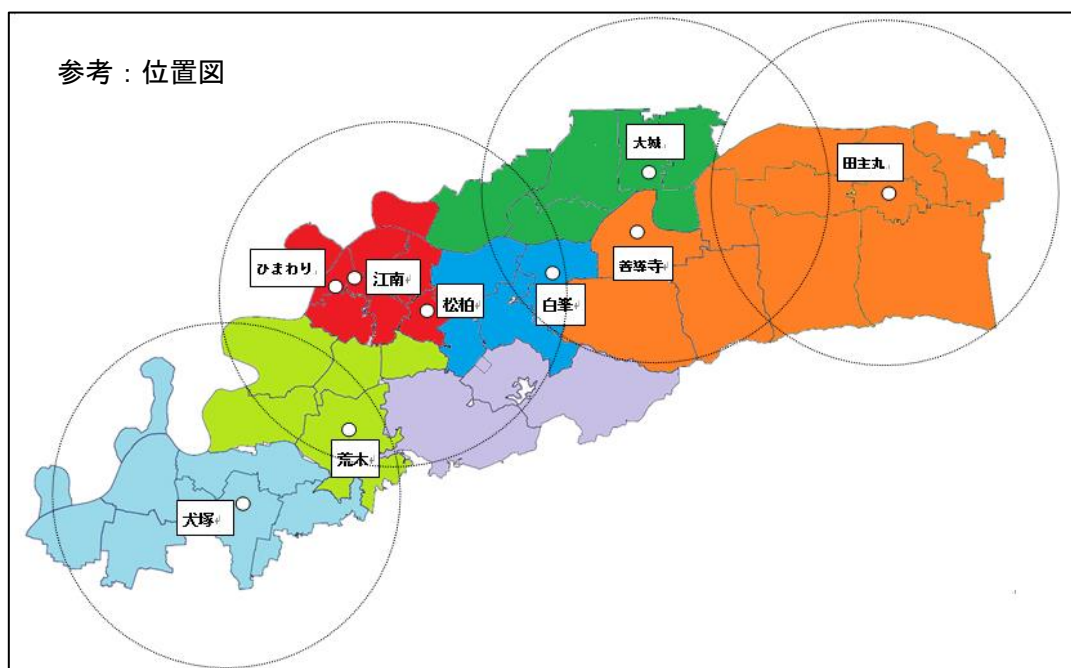
#### (3) 5年以内（前期5か年）に民間移譲する保育所【2園】

荒木保育園、白峯保育園

安定した保育園運営には一定数以上の子どもが在籍し、かつ将来の保育需要が見込まれることが重要となります。両園ともに、子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育提供区域の3月末の入所保留児童数が100名を超えており、一定の保育ニーズがあると見込まれます。

また、地域バランスとしては、両園ともに他の公立保育所でもカバーが可能であることに加えて、荒木は老朽化が進み、早期の建替えが求められていることも踏まえ、民間移譲を行います。

（予定：令和6年度：事業者選定、令和7年度：引継保育、令和8年度：民間移譲）





## 第6章 取り組みの推進にあたって

### 1 推進の方法

本計画の推進にあたり、公立保育所は私立保育所等とは異なる行政機関であることを改めて認識するとともに、この計画において整理した公立保育所の役割を踏まえ、保育にあたります。

また、計画の推進にあたっては、定期的に子ども未来部及び関係部局が、協議・意見交換を行いながら進めていきます。

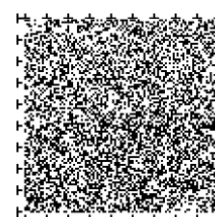
### 2 本計画の検証、見直し

本計画は、前期5か年、後期5か年の計10か年の計画としています。

なお、前期の期間中に、国の動向や本市の現状を踏まえるとともに、特別な支援が必要な子どもへの対応も含めた保育ニーズ等の分析、検証を行い、令和10年度（5年目）までに、中間見直しを実施することとします。

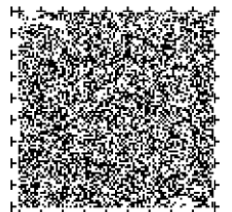
### 3 外部識者等

本計画における公立保育所のあり方の検討にあたっては、「久留米市子ども・子育て会議」から答申をいただきました。また、本計画の中間見直しなどで外部識者等の意見を聴く必要があると判断した場合は、「久留米市子ども・子育て会議」を活用します。



## 参考資料

- ・ 第3次公立保育所運営再編計画の策定経過について
- ・ 諮問書（子ども・子育て会議）
- ・ 答申書（子ども・子育て会議）
- ・ 久留米市子ども・子育て会議 委員名簿
- ・ 公立保育所のあり方検討部会 委員名簿



## 第3次公立保育所運営再編計画の策定経過について

### 1 令和5年7月28日

久留米市議会教育民生常任委員会（協議会報告：公立保育所の運営状況について）

待機児童が0人となったこと、国の子ども政策の転換を踏まえ、公立保育所のあり方検討を再開し、第3次公立保育所運営再編計画（以下「本計画」という。）の策定を目指す旨を報告。

### 2 令和5年10月31日

第2回久留米市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を開催。

市が本計画を策定するにあたり、公立保育所のあり方について方針をまとめる必要があり、会議に諮問（資料1）を行う。

なお、会議では、公立保育所のあり方検討部会（以下「部会」という。）を設置し、部会での審議を依頼。

### 3 令和5年11月10日、11月28日

部会を開催し、公立保育所のあり方について意見交換を行い、答申骨子案を作成。

なお、取りまとめた骨子案を第3回会議に報告することで合意。

### 4 令和6年1月9日

第3回会議を開催。部会より骨子案の報告を受け、答申の最終審議を実施。

### 5 令和6年1月10日

会議より答申（資料2）を受領。答申の内容を踏まえ、本計画を策定。

### 6 令和6年3月19日

久留米市議会教育民生常任委員会（協議会報告：パブリックコメントの実施について）

本計画案の概要を説明するとともに、パブリックコメントの実施を報告。

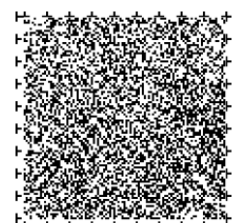
### 7 令和6年4月22日～5月28日

パブリックコメント実施。

### 8 令和6年6月19日

久留米市議会教育民生常任委員会（協議会報告）

パブリックコメントの結果について報告。



(写)

5子保第1554号  
令和5年10月31日

久留米市子ども・子育て会議会長 様

久留米市長 原口 新五  
(子ども未来部 子ども保育課)

久留米市公立保育所のあり方について (諮問)

久留米市子ども・子育て会議条例第2条の規定により、下記事項について貴会議の意見を求めます。

記

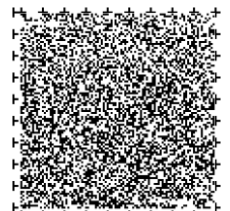
#### 1 諮問事項

久留米市公立保育所のあり方について

- ・今後の公立保育所が担うべき役割
- ・今後の公立保育所のあり方・方向性

#### 2 諮問理由

本市の限られた財源の中で、保育環境の充実、保育士の質の確保などを実現することを目的として、今後の公立保育所の運営指針となる「第3次公立運営再編計画」を策定するにあたり、本市における公立保育所のあり方について方針をまとめる必要があり、貴会議に諮問するものです。



(写)

令和6年1月10日

久留米市長 原口 新五 様

久留米市子ども・子育て会議  
会長 中山 由里

久留米市公立保育所のあり方について（答申）

令和5年10月31日付け5子保第1554号で諮問のあった「久留米市公立保育所のあり方」について、当会議において慎重に審議した結果、久留米市子ども・子育て会議条例第2条の規定に基づき、下記のとおり答申します。

なお、答申にあたっての本会議の意見は、別添のとおりです。

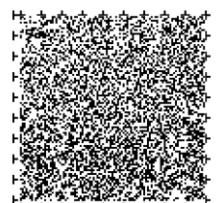
記

## 1 今後の公立保育所が担うべき役割について

- ・ 支援が必要な子どもの入所、災害時における代替保育の実施場所の提供など多様なサービスへの対応も視野にいれ、私立の保育所、認定こども園及び幼稚園だけでは対応が困難な部分を積極的に担っていくこと
- ・ 久留米市全体の保育の先導的な立ち位置で、モデル事業などに取り組むとともに、私立の保育所、認定こども園及び幼稚園への横展開に努めること

## 2 今後の公立保育所のあり方・方向性について

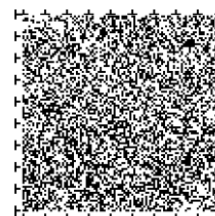
- ・ 公立保育所には公的機関として担うべき役割があることから、すべてを民間移譲するのではなく、適切な数の確保に努めること
- ・ 存続する公立保育所に求められる機能や拠点性などは、地域特性やバランスを考慮のうえ、市民目線で検討すること
- ・ 民間に移譲する保育所については、利用者の居住や就労等の環境を踏まえた将来的なニーズも含めて検討すること



(別添)

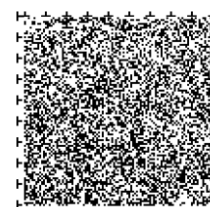
### 答申附带意見

- ・民間移譲する場合は、サービス低下とならないように従来の機能や役割を損なわないことを条件とすべきと考える。
- ・存続させる公立保育所は、経営上の収支にこだわり過ぎることなく、公立であることの強みをいかして真に必要なサービスの提供に努めてほしい。
- ・保育士確保の観点から、子育て世代などの潜在保育士が復帰しやすいように研修を開催するなど、保育の現場で働きやすい環境づくりを進めていただきたい。
- ・人材不足への対応としては、外部のコンサルタントを活用し、保育士の新しい働き方を検証していただきたい。
- ・正規保育士の採用試験では、年齢上限の見直しや経験者採用など、多くの方が応募可能となるような環境としてはどうか。
- ・支援が必要な子どもを早い時期から引き受けていくためには、人材や専門的知識が必要であり、従事者の確保を含め保育の質の底上げを行ってほしい。
- ・支援が必要な子どもへの対応は、公立保育所だけでなく、すべての主体において行う必要があるので、幼保小や子育て支援に取り組む組織・団体などとの連携が非常に重要と考える。
- ・再編後の公立保育所では、事業の選択と専門的な知識を有する人材の確保が不可欠と考える。



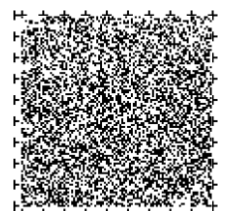
久留米市子ども・子育て会議委員名簿  
【任期：令和5年10月17日～令和6年3月31日】

	委員名	所属・役職等
保護者	えさき かおり 江崎 香保里	おかあさん業界新聞福岡支局 Mother Journalist
	あだち けんしろう 足立 賢士郎	子育てグループ パパラフ 代表
事業主代表	にしの けいこ 西野 恵子	久留米商工会議所女性会 会長
労働者代表	くにたけ たくみ 國武 卓史	日本労働組合連合会福岡県連合会 北筑後地域協議会 副議長
子ども・子育て支援事業従事者（幼児教育施設関係）	はやかわ せい 早川 成	久留米市認定こども園連絡協議会 副会長
	おぎの たまえ 荻野 玉恵	久留米市私立幼稚園協会 会長
子ども・子育て支援事業従事者（保育施設関係）	せき としひで 関 俊英	一般社団法人久留米市保育協会 副理事長
	きくち よしあき 菊池 良明	幼保連携型認定こども園 かおりこども園園長
子ども・子育て支援事業従事者（その他）	おかべ みき 岡部 美貴	特定非営利活動法人「子育て支援ボランティアくるるんるん」 理事
	むらい まき 村井 麻木	特定非営利活動法人「ル・バトー」 理事
	うちだ ゆういち 内田 裕市	久留米市学童保育所連合会 事務局長
	やました ひろふみ 山下 裕史	久留米市民生委員児童委員協議会 主任児童委員部会 第1ブロックブロック長
	いまむら みえこ 今村 美恵子	久留米男女平等推進ネットワーク 事務局次長
学識経験者	なかやま ゆり 中山 由里	久留米大学 人間健康学部 総合子ども学科 教授
	おおにし りょう 大西 良	筑紫女学園大学 人間科学部 人間科学科 准教授



公立保育所のあり方検討部会 委員名簿

氏名	所属	備考
内田 裕市	久留米市学童保育所連合会 事務局長	部会長
江崎 香保里	おかあさん業界新聞福岡支局 Mother Journalist	
足立 賢士郎	子育てグループ パパラフ 代表	
早川 成	久留米市認定こども園連絡協議会 副会長	
荻野 玉恵	久留米市私立幼稚園協会 会長	
関 俊英	一般社団法人久留米市保育協会 副理事長	
菊池 良明	幼保連携型認定こども園かおりこども園 園長	





## 久留米市第3次公立保育所運営再編計画

令和6年6月

久留米市子ども未来部子ども保育課  
〒830-8520 久留米市城南町15番地3  
電話：0942-30-9754／FAX0942-30-9718